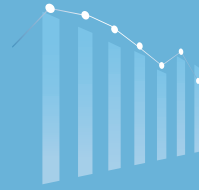


ISBN978-4-87354-486-1
C3033 ¥3000E
定価(本体3,000円+税)



雇用・失業指標と 不安定就業の研究

岩井 浩 著



関西大学
出版部

雇用・失業指標と 不安定就業の研究

岩井 浩 著



関西大学出版部

雇用・失業指標と 不安定就業の研究

岩井 浩 著



関西大学出版部

【本書は関西大学研究成果出版補助金規程による刊行】

まえがき — 課題と構成 —

前著『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』（1992年）では、1930年代のアメリカの世界恐慌とニューディールの失業救済政策、失業救済調査における労働力調査方式の形成・展開の経緯を考察し、労働力調査方式の基本的概念と方法を明らかにした。またアメリカで形成された労働力調査方式が、大戦後、労働力統計の新国際基準（ILO）として策定され、ILO、EC等での雇用・失業統計の国際的な標準化とその利用の諸論点を考察した。アメリカの労働力調査は、ニューディールの失業救済・雇用政策との関係で、WPA（雇用促進局）と各州・市の失業救済調査・失業調査として、世帯を対象にした一定の調査期間における労働力状態（就業、失業状態）の調査方式、その失業の3条件（無職、求職、就業可能）が定式化され、その基本的概念と方法が定式化された。労働力調査方式は、1940年の合衆国人口センサスで初めて組織的に実施され、大戦後は、ILOで雇用・失業統計の国際基準として体系化された。

本書の課題の第一は、アメリカでの労働力調査方式による雇用・失業統計の成立以前に、イギリスで形成された失業救済と請求者登録統計（求職登録統計）の歴史的経緯を考察し、請求者登録統計の基本的概念と方法とその特性を明らかにすることにある。雇用・失業統計における失業の基本的概念（無職、求職、就業可能）は、統計作成方法の相違（調査統計としての労働力調査と業務統計としての請求者登録統計）はあるが、イギリスの請求者登録統計の基礎にある失業保険給付の諸条件の規定において、吟味・検討され、国際連盟（UN）での雇用・失業統計の国際標準化の先駆的な調査研究をなしていた。社会保障の取り組みが世界に先駆けておこなわれたイギリスでは、失業統計（請求者登録統計）は、失業救済、失業保険等の社会保障の諸政策との関係において形成、展開され、1世紀半におよぶ歴史的蓄積をもっている。現代のイギリスでは、請求者登録統計は、国民皆保険の一環としての求

職者手当制 (Jobseeker's Allowance) の下で、その適用率は高率であり、請求者登録統計と労働力統計は比較可能なデータとして整備されている。イギリスの二つの統計の先駆的事例の考察は現代にかかわる諸論点を含んでいる。イギリスの Claimant Count (CC) は、職業紹介所 (Jobcentre Plus) での失業給付の申請に基づく業務記録から作成されており、求職登録統計とか失業登録統計と訳される場合が多いが、失業給付の非申請者等の求職していない者も含まれるので、本書では、請求者登録統計の用語を使用する。

本書の課題の第二は、労働力統計 (雇用・失業) の枠組みと限界を批判し、公表失業率を補足・代替する指標として国際的に論議されている失業の代替指標 (alternative indicator of unemployment) と不完全就業 (underemployment) の概念と指標をめぐる主要な論点とその具体的適用の諸問題について考察することにある。

失業の代替指標論の基礎には、アメリカにおける労働力批判と不完全就業論、失業と経済的困窮の指標である半就業指標論、レヴィタン委員会の報告・勧告、議会公聴会での証言・論議がある。労働統計局 (BLS) は、これらの失業の代替指標の論議を受けて、1980年代に雇用・失業と所得・貧困に関する多様な関係指標を継続的に調査研究し、その結果を公表するとともに、1989年には雇用・失業状態と低所得 (貧困) との関係の新しい概念指標として、労働力状態と低所得とのクロスによる連邦貧困線 (貧困基準) 以下の貧困世帯と世帯構成員の雇用・失業状態を測定する Working Poor の概念と指標を提起した。アメリカにおける失業と貧困、雇用と所得の関係指標及び関連する諸統計、諸指標の検証と整備は、ILO 第 13 回国際労働統計家会議 (略称、ICLS、1982年) での個人と世帯に関する比較可能な雇用統計と所得統計の国際的整備の勧告をもたらした。雇用・失業の多様な形態 (顕在的失業と潜在的失業) を示す失業代替指標の背後には、失業と貧困の関係指標、半就業指標の論議があり、失業、不完全就業、貧困の諸関係、諸指標と諸統計の体系的な研究が国際的に展開されている。

国際的な失業代替指の試算に関連して、ILO を中心に論じられている不完全就業の概念と指標がある。不完全就業の枠組みでは、当初は先進国をモデ

ル（近代的労働市場）とした労働力調査と失業率指標と後進国をモデル（農業等の潜在的過剰人口）とした不完全就業指標が同時に並立していた。先進国における失業・半失業、不安定就業の増大とその多様化に伴い、同一の枠組みで論議されるようになり、1982年のILO第13回ICLSで、労働力調査の同一の枠組み（調査項目と統計）での失業指標と不完全就業指標の統一的把握の国際基準が採択された。さらに1998年の第16回ICSEで、現代の不安定就業の測定指標として、従来の非自発的パートタイム指標に加えて、転職・追加就業希望者を指標とする労働時間関係の不完全就業の測定と指標が提起されている。

失業の代替指標論に関連して、フランスの「失業者の社会保障（失業の制度化・雇用・所得保障）」がある。ドマジエールは、『失業の社会学』（都留民子訳、法律文化社）で、「失業の算定」を論じて、「失業者を数値化することの困難」性を指摘し、「非労働力、失業、そして雇用の境界をつけることは次第に困難になってきている」とし、「余儀なくされた短時間雇用は、就業と失業が交差した状況である。同様に、制度的メカニズムまた経済的拘束性から招かれた非労働力の状況（経済的理由の解雇後の早期退職年金、実習生、求職活動免除……）は、隠された失業形態である」と述べている（同、pp. 33-34）。フランスでは、他の欧州諸国と同様に、失業保険と職業教育・訓練制度と失業扶助と無拠出最低限所得保障等の生活保障の整備が進められている（ディテセイエ・ドマジエール著、都留民子訳（2002）およびディテセイエ・ドマジエール、マリアテレーザ・ビニヨン著、都留民子訳（2003）。第2章、参考文献、参照）。日本の失業保険（雇用保険）は、皆保険制にかかわらず、失業給付期間は6カ月に限定され、相対的に低い保険加入率・給付支給率にとどまっている。失業者に対する無拠出制の失業扶助は実施されておらず、職業訓練制度、生活保障制度も未整備な状態にある。失業保険と職業教育・訓練制度と失業扶助と無拠出最低限所得保障等の生活保障の抜本的整備が必要となっている。

また失業統計の枠組み、失業の統計的把握の限界を超えて、フランス、プ

ラジル、日本についての「失業の実態に関する国際調査」が実施された。調査の中心は、上記のフランスの社会学者であるジマジエール、ピニヨンと杉田であり、各国の職業安定所の失業登録者（失業保険受給者）を対象とする失業のアンケート調査が実施され、求職している失業登録者の多様な実態と意識が詳細に調査されている。本書では、失業・不安定就業の統計的把握、分析を対象としているが、その枠を超えた、失業の実態に関する国際調査は重要な資料と課題を提起している（『職安求職者にみる失業の実態—国際比較および失業指標の動向を含めて—』（2002）、研究所報 No.29、法政大学日本統計研究所。加瀬和俊・杉田くるみ（2006）『国際比較の中の失業者と失業問題—日本・フランス・ブラジル—』東京大学社会科学研究所研究シリーズ No.19, Kazutoshi kase & kurumi sugita (eds) (2006) *The Unemployed and Unemployment in an International Perspective, Comparative Studies of Japan, France and Brazil*. ISS Research Series No.19. Institute of Social Science University of Tokyo, Feb. 所収。これらの資料は別の機会に検討する）。

本書の第I部では、イギリスにおける請求者登録統計の生成と現行の請求者登録統計の特性の解明、雇用・失業統計の吟味と失業の代替指標の吟味を研究対象とする。

第1章では、20世紀初頭のイギリスにおける失業救済の諸施策と失業保険法の成立過程で生成した請求者登録統計の原型（源基形態）を明らかにし、その基本的概念と方法を解明する。第2章では、現行のイギリス請求者登録統計とその行政的基礎にある失業給付制（Jobseeker's Allowance: JSA）の基本的構成と特性を考察する。第3章では、失業代替指標（U指標等）の国際的概要とイギリスにおける雇用・失業統計の吟味・批判と失業代替指標の試算と諸論点を検討する。

第II部では、現代の失業代替指標の諸論点の吟味とその具体的適用、失業・不安定就業構造的変化の分析を対象とする。

第4章では、失業代替指標の主要な論点とその国際的論議を検討し、日本

の失業の代替指標（日本のU指標、1990年代）と失業・不安定就業構造の変動（1970年代から1990年代に至る中長期の変動）の分析をおこなう。アメリカの失業と経済的困窮を測定する半就業指標（失業率、求職意欲喪失者、非自発的パートタイム、低所得（貧困）の総合指標）、雇用と所得の関係の測定の検討は、今日のワーキングプアの規定と測定問題の先駆的研究をなしており、さらに補論3で補足・説明される。第5章では、現代の失業代替指標、不完全就業指標の国際的論議を踏まえて、失業・不安定就業の日英比較分析に寄せて、わが国の失業・不安定就業・「ワーキングプア」の構造的変化と諸関係の分析をおこなう。

本書の課題と構成について、以下、その主要な論点を概説する。

第I部 請求者登録統計の生成と特性、失業代替指標——イギリスの事例——

第1章 失業救済、失業保険と請求者登録統計の形成

第1章では、イギリスにおける失業救済、失業救済関係法の歴史的経緯を考察し、請求者登録統計の原型（原基形態）、その基本的概念と方法を明らかにする。

1節では、初期の失業救済事業としての労働組合の失業給付の特徴をみる。2節では、1項で、20世紀初頭の労働能力者としての失業者と救済貧困者の識別、国家の失業救済事業の必要性、失業救済と失業理論の概要をみる。2項と3項で、国家の失業救済事業としての失業労働者法と職業紹介所法の経緯と救済労働者、失業登録者の諸条件と諸規定を吟味する。3節では、1項で失業保険の成立と請求者登録統計の概要にふれ、2項で、失業保険の被保険労働者の法的諸条件の規定を考察し、その特性を検討する。3項で、失業統計の国際的形成と諸関係にふれる。

イギリスの失業統計は、失業給付に関する政府業務の記録としての業務統計なので、政府の社会保障政策の変化、失業関係給付の規定条件等の行政的変更にともない、失業の規定とその範囲は、政策的に変更され、請求者登録統計の対象反映性、連続性が問題にされてきた。失業保険法の成立にいたる

経緯、その成立の時期を対象に、労働組合の失業給付事業、失業救済と失業労働者法（1905年）および職業紹介所法（1909年）、失業保険法の成立（1911年）の概要と論点を考察し、請求者登録統計の原型とその基本的概念と方法を明らかにする。その主題は、失業統計（請求者登録統計）の基礎にある失業救済の諸施策における失業給付、失業救済の対象労働者の諸規定、救済、給付機関のその条件、また救済、給付の受給者の条件の諸規定とその歴史的規定性に関わる諸論点の吟味・検討にある。

請求者登録統計の基礎的概念と方法の基底にある失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件の規定の吟味によって、以下のことが明らかになる。

1) 労働組合の失業給付事業による失業統計は、失業保険法成立前の失業状態の一定の水準を表示する統計であったが、労働組合自体が熟練労働者の限定された組織であったので、大きな制約があった。

2) 20世紀初頭の都市の労働能力者の失業救済を目的に策定された失業救済関連法すなわち失業労働者法と職業紹介所法における失業救済対象者の諸条件の規定は、後の失業保険法における保険対象労働者の諸条件の規定に継承される内容をもっている。

3) 失業保険法の成立と保険対象労働者の失業給付の諸条件（法制的条件）の規定は、請求者登録統計の基礎的な概念と方法をなしていた。保険対象労働者における一定年齢の雇用契約のある肉体的労働者の限定、平常、一定期間保険加入者として雇用されている規定、失業登録と失業の継続の証明の規定、働く能力があり、かつ「相応な雇用（suitable work）」に就けないという失業給付の資格の規定、労働争議、等の資格を喪失する三つの規定等は、失業労働者の請求者登録の「法制的条件」をなすものであり、請求者登録統計における失業条件を規定している。これらの「法制的条件」は、職業紹介所等における失業登録、失業給付の請求の決定（失業手帳による失業登録、保険事務官等による審査、決定）において、審査、確認される。

請求者登録統計の「基本的問題」は、失業保険行政での「失業者に算定される者を正確に規定すること」（W. R. ガーサイド）にある。請求者登録統計

の失業給付の諸条件の規定は、1920年代のILO等の国際関係機関における失業統計の国際基準、国際比較の基礎的概念と方法を形成し、1930年代のアメリカにおける労働力調査、労働力統計の形成の歴史的先駆をなしていた。

第2章 失業給付と請求者登録統計 — Jobseeker's Allowance —

請求者登録統計の行政的基礎には失業保険法と失業給付システムがあり、戦前から前後にかけ、幾多の改訂がなされたが、失業保険法の成立以来、その組織的構造は基本的には大きな変更はなかったと評価されている。第2章では、イギリスの失業給付制度（JSA）と請求者登録統計の基本的内容と方法を考察し、請求者登録統計の特性を明らかにすることを課題としている。

はじめにで、雇用・失業統計指標（請求者登録統計と労働力調査統計）をめぐる勤労福祉政策と地域の雇用・失業指標の主な論点にふれる。1節では、現行の失業登録統計の概要と特質をみる。社会保障局労働・年金部（DWP）のJSA四半期別統計調査とその関連文書によって、JSA調査と調査結果（請求者登録統計）の概要とその基礎にある旧失業給付（Unemployment Benefits: UB）制から現行の求職者手当（Jobseeker's Allowance: JSA）制への改訂の主要な論点をみる。2節では、失業登録統計の行政的基礎であるJSAの基本的規定と特徴を考察する。1項では、当時の議会文書によって、改正時期におけるUBからJSAへの移行とその主な改正点、またJSAをめぐる政党、団体の意見の概要をみる。2項では、現行のJSA給付の法的条項、特にその給付の適正基準とその法的規定とをめぐる諸論点について吟味する。3項では、社会保障局のJSAの実施状況に関するアンケート調査の概要にふれる。地域の雇用・失業指標の概要は、補論1で述べられる。

保守党政権の下で、長期の高失業水準が続くなか、1996年に、失業保険制度が、失業給付制（UB）から求職者手当（JSA）制に改編された。1997年に成立した労働党政権は、JSAの導入時には、JSAに批判的であったが、ニューディールの雇用政策を推進するために、JSAを再評価し、勤労福祉政策と職業紹介所（Jobcentre）の役割を見直し、失業給付の機能と求職支援（就労支援）の機能の統合として、Jobcentre Plusを創立するにいたった。

イギリスの請求者登録統計は、失業保険が、医療保険ともに国民保険の一環として編成されていることもあり、その補足率は高率であり、労働力統計と請求者登録統計は比較可能な統計系列となっている。現代イギリスの請求者登録統計は、DWP, Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry (JSA QSE) によって詳細に表示されている。統計調査の呼称がついているが、Jobcentre の求職者手当の請求記録からなる業務統計の一形態である。JSA QSE は、失業給付の請求者の JSA の行政的制度的システムとの関係において、JSA の諸特性の表示になっている。また社会保障局の JSA の調査と評価の調査報告シリーズで、JSA の導入前と後の実施状況のアンケート調査が継続して実施され、JSA の成果について、系統的に調査報告書を公表し、JSA の一定の評価がなされている。

JSA は、成立当初の対立政党（労働党、自由党）、調査機関の批判にみられるように、旧失業給付制（UB）と比較して、より厳しい積極的求職、就業可能の諸条件、請求者協定の新たな導入がなされ、拠出制 JSA の給付規定、給付の適性基準はより厳しいものになっている。

失業給付の受給資格の適正基準として、労働可能、就業可能、積極的求職の条項と求職者協定の手順が加えられた。失業保険法の成立以来、請求者は「相応な」雇用をみいだすことが保障されていた。職業紹介所が斡旋する雇用（仕事）は、請求者が、その年齢、経験、健康、教育等の条件を考慮にいれて、「合理的に就業することが期待されるもの」でなければならなかった。請求者は、斡旋された仕事が相応ではない、また拒否する正当な理由がある場合は、その仕事に就くことを拒否することができた。しかし 1989 年の社会保障法は、雇用の「相応性」と斡旋された仕事の拒否の正当な理由の関係事項を削除した。その結果、現行の JSA の就業可能の規定では、「JSA の資格として、請求者は、一般的に適性とみなされるいかなる仕事にも就業可能でなければならない」と規定されている。

現行 JSA では、国民保険（失業保険）の保険料を支払って、失業給付を受けとる拠出ベース JSA と保険料が無拠出で、失業所得保障を受とる所得ベース JSA の二つの方式からなっている。失業保険（国民保険）と給付は、(1)

国民保険の一環である国営の失業保険給付による拠出制給付（拠出制 JSA、資産テストなし）と（2）失業保険の無拠出制給付（一般財源からの失業者への社会的扶助・所得扶助。資産テストあり）からなっている。現行の求職者手当（JSA）制では、JSA 受給者の多数は、所得制の JSA の受給者（失業者への所得扶助）が占めている。拠出制失業給付の役割の一定の限界が示されているとともに、他の欧州諸国のように、失業者への無拠出制の失業扶助（政府財源からの支出）が失業の安全ネットとしての機能を果たしていることが示されている。

日本の失業保険は、雇用保険二事業（雇用安定事業と能力開発事業）が含まれているので、雇用保険法と呼称されている。雇用保険法は、原則として、すべての事業所に適用される皆保険制度であるが、実際は、中小零細事業所や非正規雇用などへの適用が不十分なために、適用率はかなり低い状態にある。日本の失業保険（雇用保険）の特徴は、皆保険制にかかわらず、低い保険加入率・給付支給率にとどまっておき、失業給付期間は6カ月に限定されている。また失業者に対する無拠出制の失業扶助は制度化されておらず、職業訓練制度、生活保障制度も未整備な状態にある。欧州諸国では、拠出制給付以外に、失業者への所得保障制（イギリスでは、無拠出制給付＝失業扶助）が制度化されている。フランスの「失業者の社会保障（失業の制度化・雇用・所得保障）」にみられるように、失業保険と職業教育・訓練制度と失業扶助と無拠出最低限所得保障等の生活保障の抜本的整備が必要である。

補論1で概説されるように、地域雇用政策の遂行ためには、地域別、特に小地域別雇用・失業指標の整備が必要である。イギリスでは、勤労福祉政策、社会的排除と統合政策の遂行のために、請求者登録統計と労働力調査統計を基礎データとして、小地域の雇用・失業指標の整備・拡充がおこなわれている。政府統計局は、居住地ベースの失業率と従業地ベースの失業率の推計結果を公表している。居住地ベースの失業率の整備のために、地域の労働力調査の標本数を増加し、小地域別の労働力調査の結果と請求者登録統計との組み合わせによる推計結果として、小地域の推計失業指標（都市別行政区別失業率）を公表している。従業地ベースの失業率は、失業手当の請求者数（請

求者登録数計)に基づいて算定されている。また従業地の職密度指数(従業地で雇用・就業している者を労働力推計で割った比率を作成し、地域の労働の需要、供給関係、労働力の地域移動などの分析指標として利用されている。日本では、センサス(全数調査)以外の政府統計の多数が標本調査であるので、地域の標本数の代表性から、地域指標は都道府県レベルの表示に止まっており、地域統計、小地域指標の貧困(不足)が問題になっている。

第3章 雇用・失業統計の批判と失業の代替指標

雇用・失業統計の国際基準(ILO基準)とそれに準拠している労働力調査方式の意義と限界が論議の対象とされ、失業の単一指標である公表失業率を補足・代替する指標として、失業の代替指標と不完全就業指標の概念規定と測定が国際的に論議されてきた。

第3章では、イギリスにおける雇用・失業統計批判と失業代替指標の試算と諸論点を考察する。1節では、イギリスの失業代替指標にかかわる範囲で、その国際的論点にふれる(失業代替指標論の詳細は、第4章および補論3, 参照)。2節では、イギリスにおける雇用・失業統計——請求者登録(業務統計)と労働力調査(調査統計)——の吟味・批判、二つの統計の比較とリンクージ、労働力調査の吟味・批判とその失業の代替指標の試算についての諸論点を検討する。3節では、本当の失業水準の推計(隠された失業の推計)とU指標のイギリスへの適用による失業の代替指標の試算について考察する。国民皆保険の一環として実施されているJSA(求職者手当)に基づく請求者登録統計は、保険資格者のカバー率が高く、請求者登録統計と労働力調査の諸結果を相互に詳細に比較可能であることが大きな特徴になっている。二つの統計の批判的利用は、国際的に課題の一つとされる調査統計と業務統計の統合の事例研究としての意義をもっている。

またイギリスの雇用・失業統計批判と失業代替指標論は、イギリスの批判統計学の流れをなすラディカル統計学グループ(Radical Statistics Group: RSG)の所説をベースにしている。RSGは、1975年に創立され、民主的学者運動の一環として30数年にわたり、批判的視点から統計研究、統計運動を

発展させてきた。RSG は、1999 年に創立 25 年周年記念として、その共同研究の成果を Dorling, D. and Simpson, S. (eds) *Statistics In Society The Arithmetic of Politics*, Arnold publisher, 1999 を刊行した。本章で検討される幾つかの諸説は、この共著（翻訳『現代イギリスの政治算術—統計は社会を変えるか—』）に依拠している（RSG の理論と方法、および共著の概要は、補論 2 でふれる）。

2 節では、イギリスの失業代替指標の研究がとりあげられる。また労働力統計と請求者登録統計の比較・リンク研究の批判的研究によって、失業系列の代替の尺度の比較的分析において、労働力統計の「LFS 非請求者グループ」の安定性が導出され、それが労働力調査の相対的鈍感性を示していると批判されている。労働力調査が、調査世帯の就業・非就業への態度、意識の調査（積極的に求職か、就業可能か、求職意欲を喪失しているか等）であることにより、統計の信頼性に問題があるしている。労働市場に参加し、求職する可否かが、失業者の判定の基礎におかれているが、その求職の意識そのものが労働市場の状況に規定されているからであるとされる。

3 節では、シェフィールドハラム大学（Sheffield Hallam University）の研究グループによっておこなわれた「失業の本当の水準」の研究（Beatty, C., et. al, (1997)）にみられるように、失業統計の吟味・批判と公表失業率（請求者登録率）に代替する指標、失業の本当の水準の推計指標が提起された。公表失業統計に内在し、隠蔽されている失業の諸要因——失業していて失業給付を請求していない者と政府計画従事者、早期退職者と長期疾病者（後者は、モデルとしてイギリス南東部の長期に繁栄している地域を基準として、その超過数の推計）——を抽出し、その加算によって、「本当の失業の水準」を測定している。推計の手順には、詳細には論争点もあるが、公表失業率（請求者登録率）と「本当の失業率」との乖離、その地域の格差の実態が解明されている。また U 指標のイギリスのデータへの適用による A. E. G. グリーン等のよる失業の代替指標の研究では、同様の諸結果を示している。

第Ⅱ部 現代の失業代替指標と失業・不安定就業

第4章 失業の代替指標と失業・不安定就業

第4章では、失業の代替指標の国際的動向と論点を考察するとともに、日本における失業の代替指標の試算結果を検討し、中長期の失業・不安定就業の構造的変動を分析する。

1節では、国際的に論議、試算されている失業の代替指標をめぐる主要な論点をとりあげ、失業代替指標の試算結果とその意義を考察する。第一に、失業の代替指標論の基礎にあるアメリカにおける労働力統計「批判」と半就業指標とその評価をめぐる論議を紹介・検討する。第1項で、アメリカにおける労働力統計「批判」と不完全就業、第2項で、失業と経済的困窮の指標である半就業指標の概要をみる。第二に、国際的に算定されている失業代替指標の算定結果（BLSとOECD）を紹介し、その主要指標の意義について考える。

2節では、日本の失業代替指標（U指標）の試算による90年代（バブル期とその崩壊、平成不況期）の失業構造の変化の諸要因を検討する。さらに労働力調査特別調査（労調特別）と就業構造基本調査（就構）の統計指標によって、1970年代以降（1977年～98年）の日本の失業・不安定就業構造の中・長期的変動の諸要因を分析し、失業・不安定就業構造の特性（顕在的、潜在的要因）を考察する。失業代替指標論の補足として、補論3で、アメリカの半就業指標論とレヴィタン委員会での論議、補論4で、ILOの不完全就業論の概要をみる。

失業率を補足する失業の代替指標（U指標、等）は、失業・不安定就業の構造的変化の限定された局面しか表示していない。失業代替指標の主要指標である非自発的パートタイムと求職意欲喪失者の指標は、顕在的失業（公表失業率）を補足し、潜在化された失業を表示する指標であり、特に女性の就業に深く関わっている。失業の代替指標の国際比較は、一定の範囲において、失業・不完全就業の国際比較としての意義、特に女性の失業・不安定就業の国際比較としての意義をもっている。しかし失業・不安定就業の構造的変化をより組織的に分析するには、雇用・失業統計によるその構造的体系的指標

の策定と吟味が必要である。

バブルの崩壊と平成不況の長期化、深刻化は、失業を顕在化させ、完全失業者、非自発的離職失業者、長期失業者などの顕在的失業を急増させている。特に男性と中高年の失業率を増大とともに若年失業率を一般失業率の倍の比率に上昇させ、「欧米型失業構造」に類似する様相を示している。潜在化されていた失業の代替指標、失業の潜在化指標（求職意欲喪失者、等）は、バブル崩壊と平成不況の深まりにつれて再び増大し、女性とともに男性の求職意欲喪失者、就業可能者を潜在的化させている。グローバリゼーションと規制緩和の進行によって、パートタイム、派遣、臨時雇等の不安定就業者層は、女性を中心に大きく増大し、特に非自発的不安定就業者が増加している。バブルの崩壊と平成不況の深刻化の過程で、失業の顕在化と失業の潜在化が同時に進行しており、失業状態を悪化させている。

第5章 現代の失業・不安定就業・「ワーキングプア」

— 日英の失業・不安定就業の比較に寄せて —

グローバリゼーションの進行、資本・労働力の節約による失業の増大、パートタイム、派遣労働等の非正規雇用が国際的規模で拡大している。また最低生活基準以下の低所得で働かざるをえないワーキングプアが、失業・不安定就業と低賃金・低所得層の増大に伴い、世界的に滞留・拡大している。第5章では、失業・不安定就業・ワーキングプアの構造的変化と格差の拡大について、若干の考察を加える。

1節では、失業・不安定就業をめぐる国際的動向について概観する。2節では、失業・不安定就業・ワーキングプアの分析視角とその基本構造について考察する。ワーキングプアを含めた失業・不安定就業の分析では、グローバリゼーションと規制緩和によって展開している失業・不安定就業の諸局面を、顕在的失業（公表失業）と潜在的失業の視点から分析する。潜在的失業には、非労働力人口に隠蔽されている就業希望・非求職層、求職意欲喪失者などの潜在的失業（隠された失業）とともに、生計を維持するためにはいかなる労働条件のもとでも働かざるをえない不安定就業者層がある。後者の不安定就業

には、派遣・下請、ワーキングプア等の不規則な低所得の底辺層が存在し、部分的に就業しているが、半ば失業状態の層が含まれている。

不安定就業の底辺にあるワーキングプアの分析では、アメリカ労働統計局（BLS）の Working Poor 基準に準拠し、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター提供の就業構造基本調査（1992・1997・2002年）の秘匿処理済マイクロデータの利用によって推計した日本の「ワーキングプア」（失業・就労貧困者）を利用する（一般のワーキングプアの用語と識別するために「ワーキングプア」の用語を使用する）。「ワーキングプア」の規定と推計、その基本的特徴について概説し、失業・不安定就業の枠組みの基底にある部分就業としての「ワーキングプア」の基本構造について述べる。

3節では、2節の失業・不安定就業・「ワーキングプア」分析の基本視角に依拠して、失業・不安定就業構造の日英比較の諸特徴を分析する。日本の労働力調査（特別調査、詳細調査）とイギリスの四半期別労働力調査と労働力調査マイクロデータの利用によって、労働力調査の概括表と年齢別詳細表の分析によって、顕在的失業、潜在的失業および不安定就業構造の日英比較の分析をおこなう。4節では、日英比較の分析結果を踏まえ、日本の失業・不安定就業の若干の特性と格差、その性別格差、若年層の雇用不安、失業安全ネットの不備についてみる。

日英とも、失業・不安定就業の諸矛盾は、程度の差はあるが、性別格差と若年層に累積している。日本の失業保険制度の不備も相まって、日本の雇用・失業は厳しい状態にあることが示される。非正規雇用等の不安定就業の増大は、半ば失業状態にある部分就業を増大させ、失業の滞留と繋がっている。低所得と非正規雇用の増大に起因しているワーキングプアの滞留と拡大は、最低生活基準以下の不安定就業の最低層のを生み出し、失業貧困者の増大と不安定就業の「半失業」、「部分就業」層（潜在化された失業）の滞留と拡大をあらわしている。社会的格差の根底には失業・不安定就業・「ワーキングプア」の構造的格差があり、それはまた失業の増大と相まって、百数十万世帯を超える生活保護世帯の増大にみられる最低生活層（貧困層）の滞留・拡大に繋がっている。

本書は、雇用・失業統計と失業の代替指標、失業・不安定就業に関する著者の従来の研究論文をとりまとめたものである（巻末の論文初出一覧、参照）。1992年に刊行した著書の主な研究は、1980年度のILO統計局での在外研究（労働統計の国際的標準化の研究）を契機として進められ、1930年代のアメリカでの失業救済と労働力調査方式の形成と戦後のILOでのその国際標準化と展開についての研究をまとめたものであった。本書の研究の主要課題の一つは、アメリカにおける雇用・失業統計（労働力調査）の形成と展開の以前の、イギリスにおける雇用・失業統計（請求者登録統計）の生成と展開の経緯の研究にあった。研究は、2000年のロンドンでの在外調査研究を契機として始められ、イギリスのRSGの著書の共編訳『現代イギリスの政治算術』（2003年）の刊行、20世紀初頭における失業救済、失業保険と請求者登録統計の形成の研究、現行の失業給付（Jobseeker's Allowance）と請求者登録統計の研究等の研究成果につながった。在外研究の機会を与えていただいた関西大学に、改めて謝意を表したい。

最後に、本書の刊行の機会を与えていただいた関西大学出版部にお礼申し上げます。また編集の企画から統計図表の多い原稿の編集、校正、刊行にいたるまで、大変お世話をいただいた同出版部の編集担当者に感謝する次第です。

2009年12月10日

岩井 浩

まえがき — 課題と構成 — i

第I部 請求者登録統計の生成と特性、失業代替指標 — イギリスの事例 —

第1章 失業救済、失業保険と請求者登録統計の形成 3

はじめに — 問題の所在 — 3

1 労働組合の失業給付事業 7

 (1) 失業と困窮の統計 7

 (2) 労働組合の失業救済事業 11

 (3) 労働組合の失業給付と失業統計 14

2 失業救済と失業救済関連法 19

 (1) 労働能力者の失業救済と失業理論 19

 (2) 失業労働者法と救済労働者の諸条件の規定 23

 (3) 職業紹介所法と登録失業者の規定 27

3 請求者登録統計と保険労働者の諸条件の規定
 — 「法制的条件」の規定 — 32

 (1) 失業保険と請求者登録統計 34

 (2) 被保険労働者の失業給付の諸条件の規定 35

 1) 失業保険の対象労働者の規定 35

 2) 失業保険受給の有資格性 36

 3) 失業給付受給の無資格性 38

 4) 失業給付の請求の決定と職業紹介所 39

 (3) 失業統計の国際的生成と諸関係 39

むすび	41
〔参考文献〕	45
第2章 失業給付と請求者登録統計 — Jobseeker's Allowance —	49
はじめに	49
(1) 勤労福祉政策と雇用・失業指標	50
(2) 地域の雇用・失業指標	53
1 請求者登録統計の概要と特質	54
(1) 請求者登録統計の内容と構成の特徴	55
(2) JSA 四半期別統計調査の内容と特質	56
(3) JSA (求職者手当) の基本的特徴	62
2 請求者登録統計の行政的基礎 — JSA の基本的規定と特徴 —	67
(1) JSA の改正目的と主要な関係事項	68
1) JSA の主な改正点	69
2) JSA 改訂をめぐる政党、団体の意見	70
3) 調査機関と団体、労働組合	71
(2) JSA の法的条項の基本的規定 — JSA 給付の適正基準と要件	72
1) JSA の法的条項の規定	73
2) 求職者手当の適正基準	74
(3) JSA の調査と評価	78
むすびに代えて	85
〔参考文献〕	93
補論1 地域の雇用・失業指標	97
はじめに	97
1 小地域の雇用・失業指標の開発 — 都市別行政区別失業率 —	100
2 居住地、従業地の地域別雇用・失業指標	105
3 職密度の指標	107

むすび	112
〔参考文献〕	113
第3章 雇用・失業統計の批判と失業代替指標	115
はじめに	115
1 失業の代替指標の国際的概要	116
2 イギリスの雇用・失業統計の吟味と失業代替指標	120
(1) 二つの失業指標の比較	121
(2) 請求者登録統計の吟味	125
(3) 二つの統計系列のリンケージ	128
(4) 労働力調査の吟味と失業系列の代替尺度	131
3 イギリスの本当の失業推計と失業の代替指標論	138
(1) 本当の失業水準の推計——隠された失業の推計	138
(2) 失業の代替指標の試算	144
むすび	148
〔参考文献〕	153
補論2 イギリスの社会統計	
——ラディカル統計学グループと共同著作——	159
1 RSGの歴史的経緯	159
2 RSGの活動	160
3 RSGの基本的理念・方法と共同著作	
——Statistics in Societyについて——	162
〔参考文献〕	165

第Ⅱ部 現代の失業代替指標と失業・不安定就業

第4章 失業の代替指標と失業・不安定就業	169
はじめに	169
1 失業の代替指標をめぐる国際的動向と主要論点	170
(1) 労働力統計批判と半就業指標論	170
1) 労働力統計「批判」と不完全就業	171
2) 失業と経済的困窮の指標——半就業指標	173
(2) 失業の代替指標の算定と意義	178
2 失業の代替指標と失業・不安定就業の分析	182
(1) 日本の失業の代替指標——U指標	183
(2) 失業・不安定就業構造の中長期的変動	
——失業の顕在的・潜在的指標の変動	188
1) 労働力調査と失業・不安定就業	189
2) 就業構造基本調査と失業・不安定就業	198
むすび	202
補論3 半就業指標とレヴィタン委員会	207
1 半就業概念の形成と半就業指標論	207
2 レヴィタン委員会報告での半就業指標の論議	222
3 連邦議会公聴会での半就業指数に関する証言	228
補論4 ILOの不完全就業論	233
1 労働力統計と不完全就業指標の統合——ILO第13回ICLS——	233
2 雇用・失業・不完全就業の新たな測定	
——ILO第16回ICLS——	239

第5章 現代の失業・不安定就業・「ワーキングプア」	
— 日英の失業・不安定就業の比較に寄せて —	245
はじめに	245
1 失業・不安定就業をめぐる国際的動向	246
2 失業・不安定就業・「ワーキングプア」の分析視角と基本構造	250
(1) 分析視角と課題	250
(2) 「ワーキングプア」の規定と基本構造	252
3 失業・不安定就業指標の日英比較	258
(1) 比較の枠組み、指標、基礎資料	259
(2) 失業・不安定就業の概括的指標の特徴	265
(3) 失業・不安定就業の性別、年齢別の特徴	267
4 日本の失業・不安定就業の特徴と格差	272
(1) 失業・不安定就業の性別格差の拡大	272
(2) 若年層の雇用不安と格差	273
(3) 失業安全ネットの不備と格差	275
むすび	277
論文初出一覧（各章と補論に対応する関係論文）	283
索引	285